

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少する世帯の国民健康保険税の減免について

対象となる世帯

- 1 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（※）を負った世帯

※新型コロナウイルス感染症の症状が重く、1か月以上の治療を有する場合など

- 2 主たる生計維持者の令和4年事業収入等※の「年間収入見込額」が令和3年と比較して30%以上減少している（※事業収入等とは、事業収入・給与収入・不動産収入又は山林収入）

減免額の算定方法

○対象「1」の場合：全額

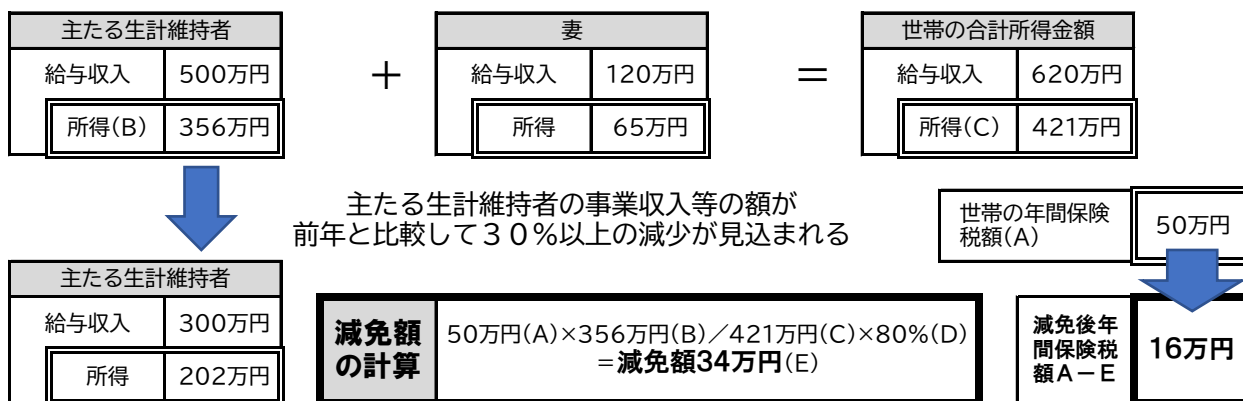
○対象「2」の場合：次のとおり

$$\text{世帯の年間保険税額(A)} \times \frac{\text{減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年所得(B)}}{\text{世帯全員の前年の合計所得金額(C)}} = \text{減免対象保険税額}$$

×

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1000万円以下
減免の割合(D)	100%	80%	60%	40%	20%

例 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計が400万円



対象となる保険税

令和4年度の国民健康保険税のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期にかかる保険税